

**三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例の
概要及び改正の方向性について**

H14 年制定時	現行条例 (H20 年改正後)	改正の方向性
第一章 総則 ・ 条例の目的、定義等を規定	第一章 総則	<ul style="list-style-type: none"> 条例の改正内容に応じて所要の改正が必要あり
第二章 公益法人 ・ 公益法人の許可、監督等を規定	削除 ・ 公益認定法の制定により不要となったため	
	第二章 三重県公益認定等審議会 ・ 公益認定法に基づく合議制の機関として設置 ・ 組織及び運営は国の基準に従って条例で定める必要あり	<ul style="list-style-type: none"> 改正公益信託法の制定後も引き続き設置する必要あり 改正公益信託法等の施行に伴い、所要の改正が必要あり
第三章 公益信託 ・ 公益信託の許可、監督等を規定	第三章 公益信託 ・ 信託法改正に伴い、所要の規定を改正	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、改正公益信託法の制定により不要となることが見込まれる
第四章 三重県公益法人等審議会 ・ 当条例に基づく県独自の附属機関として設置	削除 ・ 公益認定法に基づく合議制の機関を設置するため、県独自の附属機関を廃止	
第五章 雜則 ・ 書類の閲覧、年次報告等を規定	第四章 雜則	<ul style="list-style-type: none"> これらの規定の見直しは、議会として政策判断が必要あり
第六章 罰則	削除	

審議会条例第41条・第42条の趣旨及び関係する法整備の状況について

1 第41条（書類の閲覧等）について

（趣旨）

- ・ 本条の規定は、公益法人及び公益信託の許認可に係る書類について一般の閲覧に供することにより、公益法人の活動及び県の公益法人等に対する指導監督についての透明性や公正さを高めようとする趣旨で設けられたものです。
- ・ 平成20年改正時に、写しの交付に要する費用負担の規定（第3項）を追加する等の改正を行いました。

（法整備の状況）

【公益法人】

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定により、行政庁（知事等）は、次の事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公示・公表することが義務付けられています。
 - ① 公益法人の認定、変更、合併及び解散
 - ② 公益法人の財産目録等（事業計画書、財産目録、役員名簿等）
 - ③ 公益法人に対する行政庁の措置（勧告、命令等）
 - ④ 審議会の答申
- ・ 具体的には、内閣府において公益法人に関するポータルサイトを設け、全ての公益法人に関する情報が閲覧できるようデータベースが整備されています。

【公益信託】

- ・ 公益信託に関する法律（以下「改正公益信託法」という。）においても、公益認定法に準じ、行政庁は、公示・公表することが義務付けられることとなりました。
- ※ この条例に基づく閲覧制度を廃止したとしても、公益認定法、改正公益信託法及び三重県情報公開条例に基づき、県民がこれらの書類の閲覧等をすることは引き続き可能と考えられます。

2 第42条（年次報告）について

（趣旨）

- ・ 本条の規定は、公益法人及び公益信託の実態及び本条例に基づく許認可などの実施状況等を明らかにするため、この条例の制定時（平成14年）において国が作成していた「公益法人に関する年次報告」に準じ、知事等が取りまとめ、公表する趣旨で設けられたものです。

(法整備の状況)

【公益法人】

- ・ 公益認定法第 57 条により、内閣総理大臣及び都道府県知事は、必要な統計その他の資料の作成を行うものとされています。
- ・ 同条の規定に基づき、内閣府が、各都道府県の協力のもと、公益法人の活動の状況、公益法人に対する行政庁の措置等についての調査分析を行い、その結果を「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」として、取りまとめ、公表しています。

【公益信託】

- ・ 改正公益信託法第 41 条にも同様の規定が設けられたことから、内閣府において、公益法人と同様の資料を作成するものと考えられます。

○三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例

平成十四年三月二十六日三重県条例第四十二号

改正

平成一七年六月二八日三重県条例第四四号

平成一七年一二月二七日三重県条例第九二号

平成二〇年三月二六日三重県条例第二七号

平成二七年三月二七日三重県条例第一号

令和七年三月二一日三重県条例第八号

県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例をここに公布します。

三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 三重県公益認定等審議会（第三条—第十四条）

第三章 公益信託（第十五条—第四十条）

第四章 雜則（第四十一条—第四十三条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下「公益認定法」という。）第五十条第二項の規定に基づき、三重県公益認定等審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、三重県知事又は三重県教育委員会（以下「知事等」という。）の所管に属する公益信託に係る許可等の手続等を定めることにより、公益認定法人及び公益信託に係る制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図り、もって地方分権の時代にふさわしい公益を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「三重県公益認定等審議会」とは、公益認定法第五十条第一項の規定に基づき設置する審議会その他の合議制の機関をいう。

2 この条例において「公益認定法人」とは、公益認定法第二条第一号に規定する公益社団法人及び同条第二号に規定する公益財団法人のうち、同法第四条の規定により知事の認定を受けたものをいう。

3 この条例において「公益信託」とは、公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号。以下「公益信託法」という。）第一条に規定する公益信託であって、知事等の所管に属するものをいう。

4 この条例において「規則」とは、三重県知事が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十五第一項の規定により制定する規則及び三重県教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十五第一項の規定により制定する教育委員会規則をいう。

第二章 三重県公益認定等審議会

（組織）

第三条 三重県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）は、委員三人以上七人以内をもって組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（委員の任命）

第四条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第五条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（職権の行使）

第六条 委員は、独立してその職権を行う。

（委員の身分保障）

第七条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

（委員の服務）

第八条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはなら

ない。

(会長)

第九条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第十条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(部会)

第十一條 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第十二条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会の委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第十三条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第十四条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第三章 公益信託

(公益信託の引受けの許可)

第十五条 公益信託法第二条第一項の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

(財産の移転の報告)

第十六条 公益信託の引受けを許可された受託者（以下「受託者」という。）は、遅滞なく信託財産に属する財産の移転を受け、規則で定めるところにより、その移転を完了した日から三十日以内に、これを証する書類を添えて、知事等に報告しなければならない。

(事業計画書等の提出)

第十七条 受託者は、毎信託事務年度（信託事務年度の定めのない信託にあっては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。以下同じ。）の開始前十日までに、当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を知事等に提出しなければならない。

- 2 受託者は、前項の事業計画書及び収支予算書を変更した場合には、遅滞なくこれを知事等に提出しなければならない。
- 3 知事等は、前二項の規定により提出された書類を審査し、必要があると認める場合には、受託者に対して、助言等を行うものとする。

(事業状況報告書等の提出)

第十八条 受託者は、毎信託事務年度終了後三月以内に、当該信託事務年度における次に掲げる書類を知事等に提出しなければならない。

- 一 事業状況報告書
 - 二 収支決算書
 - 三 年度末の財産目録
- 2 知事等は、前項の規定により提出された書類を審査し、必要があると認める場合には、受託者に対して、助言等を行うものとする。

(信託の変更に係る報告)

第十九条 受託者は、公益信託法第五条第一項の特別の事情が生じたと認める場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事等に報告しなければならない。

(信託の変更の許可の申請)

第二十条 受託者は、公益信託法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第二十一条 受託者は、公益信託法第六条の規定により信託の併合（信託法（平成十八年法律第八号）第二条第十項に規定する信託の併合をいう。）の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

（吸収信託分割の許可の申請）

第二十二条 受託者は、公益信託法第六条の規定により吸収信託分割（信託法第二条第十一項に規定する吸収信託分割をいう。）の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

（新規信託分割の許可の申請）

第二十三条 受託者は、公益信託法第六条の規定により新規信託分割（信託法第二条第十一項に規定する新規信託分割をいう。）の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

（受託者の辞任の許可の申請）

第二十四条 受託者は、公益信託法第七条の規定により辞任の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

（検査役の選任の請求）

第二十五条 委託者又は信託管理人（信託法第百二十三条第一項の規定により信託管理人となるべき者として指定された者をいう。以下同じ。）は、同法第四十六条第一項及び公益信託法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

（受託者の解任の請求）

第二十六条 委託者又は信託管理人は、信託法第五十八条第四項及び公益信託法第八条の規定により受託者の解任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

（新たな受託者の選任の請求）

第二十七条 利害関係人は、信託法第六十二条第四項及び公益信託法第八条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

（信託財産管理命令の請求）

第二十八条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び公益信託法第八条の規定により信託財産管理者（信託法第六十四条第一項の規定により選任される信託財産管理者をいう。以下同じ。）

による管理を命じる処分を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第二十九条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び公益信託法第八条の規定により信託法第六十六条第四項各号に掲げる行為（次項において「保存行為等」という。）の範囲を超える行為の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び公益信託法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人（信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十四条第一項の規定により選任される信託財産法人管理人をいう。以下同じ。）について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第三十条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び公益信託法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び公益信託法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の解任の請求)

第三十一条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び公益信託法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び公益信託法第八条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。

(信託財産法人管理命令の請求)

第三十二条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び公益信託法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命じる処分を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(信託管理人の選任の請求)

第三十三条 利害関係人は、信託法第百二十三条第四項又は第二百五十八条第六項及び公益信託法第八条の規定により信託管理人の選任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第三十四条 信託管理人は、信託法第百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び公益信託法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

(信託管理人の解任の請求)

第三十五条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び公益信託法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(新たな信託管理人の選任の請求)

第三十六条 利害関係人は、信託法第百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び公益信託法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(信託の終了の請求)

第三十七条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第百六十五条第一項及び公益信託法第八条の規定により信託の終了を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(備付け書類)

第三十八条 受託者は、信託事務を行う事務所に、次に掲げる書類を備え付けておかなければならぬ。

- 一 信託行為及びこれに附隨する書類
 - 二 委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び略歴を記載した書類（これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の定款）
 - 三 許可、認可及び報告に関する書類
 - 四 収入及び支出に関する帳簿及びこれらの証拠書類
 - 五 資産及び負債の状況を示す書類
 - 六 運営委員会等の議事に関する書類
- 2 受託者は、前項各号に掲げる書類又はその写しについて、開示するよう努めるものとする。

(残余財産処分の認可の申請等)

第三十九条 受託者は、公益信託終了に伴う残余財産の処分について知事等の認可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

2 受託者は、公益信託が終了した場合には、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事等に報告しなければならない。ただし、前項の規定により、認可を申請した場合は、この限りでない。

3 清算受託者（信託法第百七十七条に規定する清算受託者をいう。）は、信託の清算が終了した場合には、清算終了後一月以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事等に報告しなければならない。

(業務の監督)

第四十条 知事等は、この条例の施行に必要な限度において、受託者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 知事等は、公益信託法第四条第一項の規定により、当該職員に公益信託に係る信託事務及び財産の状況について検査させることができる。

3 前項の規定による検査は、二年に一回以上の割合でこれを行うよう努めるものとする。

4 第二項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。

5 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四章 雜則

(書類の閲覧等)

第四十一条 知事等は、次に掲げる書類又はその写しについて、閲覧又は写しの交付の請求があつた場合には、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は写しを交付しなければならない。

一 公益認定法人及び公益信託の一覧表
二 公益認定法第二十一条第五項に規定する財産目録等
三 公益認定法人又は公益信託に係る公益認定法、公益信託法又はこの条例に基づく指導、許可、認可、監督及び検査に係る書類又はその写し（前号に掲げるものを除く。）

2 知事等は、前項第二号及び第三号に掲げる書類の記載事項に、三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号）第七条各号に掲げる情報が含まれる場合には、当該情報を除いて閲覧させ、又は写しを交付することができる。

3 第一項の規定により写しの交付を受けるものは、知事等が別に定めるところにより、当該写し

の交付に要する費用を負担しなければならない。

(年次報告)

第四十二条 知事等は、公益認定法人の業務及び財産の状況、公益信託に係る信託事務及び財産の状況並びに公益認定法人及び公益信託に係る指導、許可、認可、監督及び検査の状況を、規則で定めるところにより、毎年一回、年次報告として取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第四十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第五十一条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に知事の所管に属する公益法人の設立、監督等に関する規則（昭和四十一年三重県規則第七号）（以下「知事公益法人規則」という。）、知事の所管に属する公益信託の引き受けの許可及び監督に関する規則（平成二年三重県規則第二号）（以下「知事公益信託規則」という。）、三重県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十六年三重県教育委員会規則第二十二号）（以下「教育公益法人規則」という。）、三重県教育委員会の所管に属する公益信託の引き受けの許可及び監督に関する規則（昭和六十年三重県教育委員会規則第十一号）（以下「教育公益信託規則」という。）又は三重県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督等に関する規則（昭和五十九年三重県公安委員会規則第三号）（以下「公安公益法人規則」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に知事公益法人規則、知事公益信託規則、教育公益法人規則、教育公益信託規則又は公安公益法人規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、この条例の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

4 第十八条第七号の規定は、平成十年十月一日以後に始まる事業年度に係る書類について適用する。

5 第十九条の規定は、平成十三年四月一日以後に始まる事業年度に係る書類又はその写しについて適用する。

附 則（平成十七年六月二十八日三重県条例第四十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年十二月二十七日三重県条例第九十二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年三月二十六日三重県条例第二十七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第一条の規定（中略）は、公布の日から施行する。

(特例民法法人に関する経過措置)

- 2 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって同法第百六条第一項（同法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないものをいう。）については、第二条の規定による改正前の県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例第二条、第二章、第四十九条、第五十条及び第五十二条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年三月二十七日三重県条例第一号抄)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (令和七年三月二十一日三重県条例第八号)

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

○県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例

平成十四年三月二十六日三重県条例第四十一号

改正

平成二〇年三月二六日三重県条例第二七号

平成二五年二月二八日三重県条例第三号

平成二七年三月二七日三重県条例第一号

県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例をここに公布します。

県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例

(目的)

第一条 この条例は、社会経済情勢の変化に対応し、県が出資法人を通じて機動的かつ弾力的に実現しようとする多様な行政目的の確実かつ効果的な達成を図るため、県の出資法人への関わり方に係る基本的な事項を定め、もって公正で透明性の高い、簡素かつ効率的な県行政の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「出資法人」とは、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資する法人をいう。

2 この条例において「二分の一出資法人」とは、出資法人のうち県の出資の割合が二分の一以上のものをいう。

3 この条例において「四分の一出資法人」とは、出資法人のうち県の出資の割合が四分の一以上二分の一未満のものをいう。

4 この条例において「主要出資法人」とは、二分の一出資法人及び四分の一出資法人をいう。

5 この条例において「規則」とは、知事が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十五条第一項の規定により制定する規則、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十五条第一項の規定により制定する教育委員会規則及び公安委員会が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十八条第五項の規定により制定する公安委員会規則をいう。

(役割分担と協働)

第三条 県は、県と出資法人とが、各々の役割及び責任の分担を明確にし、出資法人の自律性を高めるとともに、両者が協働して、県民の福祉を向上させるよう努めなければならない。

(事業)

第四条 知事、教育委員会又は公安委員会（以下「知事等」という。）は、その所管に係る主要出資法人がその目的に照らし、適切な内容の事業を効果的かつ効率的に行うよう、必要に応じて、助言、指導又は勧告（以下「助言等」という。）を行うものとする。

（情報公開）

第五条 知事等は、その所管に係る主要出資法人が情報公開を積極的に推進するよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。

（役員）

第六条 知事等は、その所管に係る主要出資法人の理事、監事その他の役員について、その職責に鑑み、適任者が選任されるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。ただし、法令又は定款において、役員の選任が知事の任命又は認可によることが定められている主要出資法人については、この限りでない。

（財務運営）

第七条 知事等は、その所管に係る主要出資法人において、適切な会計処理、安全かつ確実な資産運用等適正な財務運営が行われるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。

（県の委託業務等）

第八条 県がその業務を出資法人に委託する場合の委託料の金額は、当該業務の対価として相当なものでなければならない。

2 県が出資法人に対して交付する補助金、交付金その他これに類するものについては、当該出資法人の目的及び事業に即したものでなければならない。

（評価）

第九条 知事等は、規則で定めるところにより、毎年一回、その所管に係る二分の一出資法人に対して、当該二分の一出資法人が自らその目的、事業、経営計画及び経営状況の評価を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

2 知事等は、前項の規定による報告について、あらかじめ定める基準に従い、審査及び評価を行うものとする。

3 知事等は、その所管に係る四分の一出資法人に対して、前二項の規定の例により、報告を求め、審査及び評価を行うよう努めなければならない。

4 知事は、前二項の規定による審査及び評価の結果について、議会に報告するとともに、公表するものとする。

（法人形態の転換等）

第十条 知事等は、その所管に係る主要出資法人に対して、当該主要出資法人の目的の達成の程度、事業の実施状況、組織の実態等に鑑み、必要と認めるときは、統廃合、解散又は法人の形態の転換について、助言等を行うものとする。

2 知事等は、その所管に係る主要出資法人がその基本財産その他の資産の運用益を財源として実施することを予定していた事業のうち、社会経済情勢の変化その他の理由により当該運用益によって財源を確保することが困難となっているものであって、かつ、当該主要出資法人の目的及び当該主要出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の達成のために有用と認められるものであるときは、当該事業の全部又は一部を公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託により実施することについて、助言等を行うものとする。

（出資割合等の見直し）

第十一条 知事等は、その所管に係る出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的と出資法人の自律的運営とを勘案して、出資の割合、役員及び職員の派遣、支援その他県の出資法人への関わり方について、適宜見直しに努めなければならない。

2 県は、出資法人のうち県の出資の割合が四分の一未満のものについて、県の施策を実現する上で特に県の関わり方を強める必要があると認める場合には、その必要の程度に応じて、県の出資の割合を四分の一又は二分の一以上に引き上げるよう努めるものとする。

3 県は、四分の一出資法人について、県の施策を実現する上で特に必要があると認める場合には、県の出資の割合を二分の一以上に引き上げるよう努めるものとする。

（自律的運営等への配慮）

第十二条 知事等は、第四条から第七条まで及び前十三条の規定の適用について、出資法人の自律的運営及び県以外の出資者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

（教育委員会等所管主要出資法人の特例）

第十三条 知事は、教育委員会又は公安委員会の所管に係る主要出資法人について、必要と認めるときは、当該委員会に対して、第四条から第七条まで及び第十条の規定による助言等を行うよう求めることができる。

（出資）

第十四条 県は、出資法人に係る出資を行うに当たっては、出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の確実かつ効果的な達成の可能性、県の財政的負担、人的支援その他県の関わり方に關する事項について、十分配慮しなければならない。

2 県は、次の各号のいずれかに該当する出資、出えん又は信託を行う場合には、あらかじめ議会

の議決を経なければならない。ただし、法令に定めのある場合を除く。

- 一 法人に対する県の出資の割合が四分の一以上になる場合の出資又は出えん
- 二 四分の一出資法人に対する出資又は出えんにより県の出資の割合が二分の一以上になる場合の出資又は出えん
- 三 七千万円以上の出資、出えん又は信託（地方自治法第二百三十五条の四第一項の規定による歳計現金の保管及び同法第二百四十二条第二項の規定による基金の運用の場合を除く。）
(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。
- 2 第九条の規定は、この条例の施行の日以後に事業年度が終了する主要出資法人の当該事業年度に係る評価から適用する。

附 則（平成二十年三月二十六日三重県条例第二十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、（中略）第三条中県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例第十条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。
(特例民法法人に関する経過措置)
- 2 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって同法第百六条第一項（同法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないものをいう。）については、第二条の規定による改正前の県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例第二条、第二章、第四十九条、第五十条及び第五十二条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年二月二十八日三重県条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十七日三重県条例第一号抄）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。